

新旧対照表

浦安市障がい者通所施設交通費助成規則（平成3年規則第24号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省 略 (2) 障がい者通所施設 法第29条第1項の指定に係る法第36条第1項に規定するサービス事業所又は法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所のうち、当該指定又は認定に係る次の障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を提供するものをいう。 ア・イ 省 略 ウ 法第5条第13項に規定する就労選択支援 エ 法第5条第14項に規定する就労移行支援 オ 法第5条第15項に規定する就労継続支援 (3) 通所 障がい者が、障がい者通所施設を利用するために、その者の住居と当該施設との間を往復することをいう。 附 則 この規則は、令和7年10月1日から施行する。	（定義） 第2条 同 左 (1) 同 左 (2) 同 左 ア・イ 同 左 ウ 法第5条第13項に規定する就労移行支援 エ 法第5条第14項に規定する就労継続支援 (3) 通所 障がい者が、障がい者通所施設を利用するために、その者の住居と当該施設との間を往復することをいう。<u>ただし、法第5条第14項に規定する就労継続支援を利用するため、当該者の就労に係る作業能力、就労意欲、集中力等を面談及び作業観察により把握し、評価を実施する場合を除く。</u>